

第一回参議院司法委員會會議錄第三号

付託事件

○國家賠償法案(内閣送付)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士試験の資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出))

○岐阜地方裁判所多治見支部を設置することに關する請願(第十一号)

○帶廣地方裁判所設置に關する陳情(第四十九号)

○刑事訴訟法を改正する等に関する陳情(第六十号)

○民法の一部を改正する法律案(内閣送付)

昭和二十二年七月二十五日(金曜日)午後一時二十八分開会

本日の會議に付した事件

○刑法の一部を改正する法律案

○委員長(伊藤修君) 大受お待たせいたしました。それではこれより委員會を開きます。本日は刑法の一部を改正する法律案の予備審査を議題といたします。法案の御説明前に緊急質問の御通告がありますから……山下君。

○山下義信君 議題外でございますが、が、當司法委員會といたしまして、重要な關係があると存じますので、この際お許しを得まして、緊急の質問をさせていただきます。それは今日問題に相成っております

第四部 司法委員會會議錄第三号 昭和二十二年七月二十五日

る隠匿物資の摘発に關する件でございます。この問題は一口に隠匿物資問題と言っておりますが、内容は非常に複雑であると存じております。世耕問題の如きは單にその一部分であるのでありますが、これが今日衆議院において御承知の如く問題に相成つております。私も去る九日本院の自由討議の席におきまして、緑風会の同僚諸君の御意思を加えまして、お尋ねをいたして置いたのでございますが、その時に司法當局は、この世耕事件のお取調をどの程度まで御究明相成つておるか、その経過について御報告相成るのが至当であると思ひ、是非御報告が願ひたいということを申し上げておきましたのでございますが、たゞその席に司法大臣はおいででございせんので、後に西尾國務相から一般的な御答があつて、適當な時機に本院にも御報告相成るといふ御答があつたのでござい

ます。併しながら私思ひますのに、當参議院におきましても、或いは本問題に關する調査を設ける必要があるのではないかといふことの議論が段段起つております。或いは又参議院としての調査会をなして、常任委員會において、これが調査に當るのが至當ではないかといふ意見もあるようでござい

ます。若し常任委員會で、これが調査に當るとしますれば、治安及び地方制度委員會と當司法委員會とが關係がある、治安及び地方制度委員會においてこの問題を若し調査いたすとするならば、向うの委員會でござい

ます。それでは、隠匿物資に絡んで行われた犯罪といふことになりまして、これは世耕情報なるものとは何ら直接の關係はないのであります。若し世耕情報に絡んで行われた犯罪がありとす

れば、これも検挙の対象になること勿論でありまして、数十百のこの種類の事件が全国にあつたように承つておるのであります。それはそれ、検察廳に命じて、漏れなく検挙いたすように努力をいたしておるわけでありまして、決して世耕氏の情報に絡んで行われたる詐欺だけを問題にしておるのではない。先日沢山の検事が集まりまして協議をしましたのも、決してこの世耕情報というより小さいものを対象としておるものではなくして、全国に互つて行われておる種々の犯罪の組織的の検挙というに目標があつたことを御承知を願ひたいのであります。只今お言葉の中にもありましたように、私は司法大臣に就任をいたしました当初から、司法権、殊に檢察權だけは断じて政党政派のために動くというやうなことをないやうに厳に戒防を加えて、私自身も又當體を離脱したつもりで事に當つておるのであります。その点についてはよく御了解を戴きたいと存するのであります。

そこで、世耕情報に絡んで行われた犯罪は、どの程度まで検挙が進んでおるか、捜査が進んでおるかということをお知らせいたします。実は捜査の途中にありまして、この種の詐欺事件といものは、物資がどこそこへ幾らあるというので手付けが授受せられ、買買の予約が行われるというところであるのであります。行つて見て物資があれば詐欺にならん、行つて見てあつた、あつたがそれは人様のもので、立派な正当の権限による占有のものであつたというやうなこともあり、或いは言うやうなものはさつぱりなかつた

というやうなこともありまして、それを一々やはりそこまで突き止めて、然る後に詐欺になるかならんかというのを認定しなければなりませんので、全国の地域に互つてこの調査を完成いたしますことは、相當の時間を要するのであります。只今その途中にありまして、具体的に内容について申し上げることができないことは誠に遺憾に存するのであります。

又これを公開の席で輕率に申し上げますならば幾多の人の名譽を毀損するやうなことに相成るのでありますから、檢察當局としては、やはり結論に達しますまでは、これを公表することを許しを願ひなければならぬという立場にあることも御了承を願ひたいのであります。勿論十分に調査をいたしました上で差支えない限り公表もいたしますし、又犯罪の検挙は、これは檢察當局にお任せを願ひ外はないかと思ひますが、隠匿物資を正当のルートに乗せるための御活動というものは、國會が參議院、參議院御協力下さいまして、私は國民的規模において、是非これはやつて戴きたい、こう考えるのであります。そのことについては、政府としてできる限りの御協力を申し上げ、必要な資料を御提供できます限りは御提供いたし、又官憲その他が手足となつて働く必要がありますれば、お指圖に従つて働く、こういつつてあります。併しそれは決して世耕という一つの名にかかわつたやうな小さなものとは考へておりません。どうかそのことは御了承を願ひたいと思ひます。

も、捜査中の事件はちよつとまだ申し上げ兼ねるのでありますから、その程度で御了承を願ひたいのであります。○山下義信君 只今大臣から御懇篤な御答弁を戴きまして感謝をいたします。私共は先般これは新聞紙で承知いたしましたのでございまして、この世耕問題につきまして、現閣僚の中に關係者がある云々ということが申された、そのことにつきまして西尾官房長官の談話なるものが新聞に載つておりました。いわゆる名譽を毀損するものであるから適當なる処置に出なければならぬというところが申されてありまして、そうして場合によつてはその告発するものは或いは司法大臣がやるかも知らんというやうなことが出ておる。又當時大臣には福島縣の方へ御旅行相成つておられましたか、私の記憶が間違ひかも知れませんが、旅行先におきましても、これは場合によつては名譽毀損になるので、内閣の名譽において告発の手続をするかも知らんというやうな談話があつたやうでございまして、これらのことを綜合いたしまして、私共が感じますことは、たとひ内閣の名譽に關することでありましても、その名譽毀損について告発するといふやうなことは、内閣の番頭がやればよろしいのであります。司法大臣は内閣の番頭ではない、西尾國務相の、いわゆる告訴代理人になる、大臣は弁護士ではない、内閣におきましてはそういう立場のお方ではない、司法大臣というのは内閣の司法大臣ではなくて、國民の司法大臣であるといふことを思ひまして、私共はこの西尾國務相のさうな談話には實に不愉快を感じたのでござい

ざいます。只今のお話の中に、毅然として自分は決して党利党略に囚われないうで、そういう立場を離れて、立派に司法大臣という立場でやるという御決意を承りまして、實に欣快に堪えないのでございまして、それでこそ我々が信頼申上げる司法大臣でございまして、どうかさういふ点につきましては、内閣がさういふ名譽毀損といふやうなことの手續にでるといふやうな場合になりまして、内閣の法律上の御諮問や御相談に御應じになるのは別といたしまして、司法大臣というお立場で、さういふなる弁護士がするやうなことをお取りに相成りますやうなことはないと存じますが、重ねて私はさういふ点を要望いたすものでござい

ます。尚世耕問題の取調の内容はまだ発表することはできないと仰せになりますれば、甚だ遺憾でございしますが、私共はその真相がどの辺まで眞実性があるかといふことも承りたいと存じたのでございしますが、いや、私ではございませぬ、國民が一日も早く、その眞実性がどの辺まであるかといふことを知りたがつておるので、ここで承知いたしたいと存じたのでございしますが、お取調の状況がそこまでまだ行つていないといふことでございしますので、これは他日を待ちたいと存じております。申すまでもなく、この問題は徹底的におやが願ひたい。これは國民諸君が問題のポイントを取調問違うております。隠匿物資といふものの、つまりどこかの倉庫に残つておるところの砂糖であるとか、キヤラコであるとかいふものを、ほじくり出そう、それに關連しての犯罪だと言ふ、只今大臣の仰せられましたさういふちつぽけなものがない、問題は私共が徹底的に御調査を願ひたい。國民が熱望しておりますところのその目標は、當時終戦後に帳面の上や報告書の上におきましては、正式に、或いは轉用であるとか、拂下であるとかいふて処分をせられまして、或いは地方廳にこれが移管をせられております。それらの老大方なるものが、表面は適法に処分されておりますが、それがいつの間にか不適法に民間の手に移りまして、いわゆる終戦威金といふものが全国に統出いたしております。或いはそれによつて甚大なる會社を設立した者があつた。或いは造船會社、或いは水産會社といふやうなものを設立した者がございまして、さういふ非常なる奇怪な極端なところの物資の行方といふものにつきまして、國民が非常に憤慨をいたしておるのでございまして、從いまして、どこかに隠匿物資があるからといつて、のこ／＼聞いて出かけて行つたとか、それを取巻いたとかいふのでなくして、表面は正式ルートで流したやうに見せて置きまして、それがいつの間にか不正に終末を告げておるのではないかと、このことに対して、國民が非常に疑惑を持つており、憤慨をいたしておりますといふことの事實を御承知を願ひなればなりませぬ。私共は檢察當局におかれまして、その辺まで糸をたぐつて、一年も前に遡つて、一年半も前に遡つて、そこまではほじくりだしたと仰しやればいたし方ございませぬけれど、併せまして吞舟の魚を逃しません

つておると申して差支ないものであります。それから、その後において現關係の某氏、既に新聞紙上において外電にまで打たれておりますから申上げて差支へないと思ひますが、和田安本長官、或いは木村内務大臣、或いは戸田外務大臣、或いは西尾官房長官が、この砂糖を續つて何らの干渉をすべき筈がないのであります。この百トンの砂糖を續つてその後小さい統制違反、贈收賄罪が行われたことは警察の報告によつて明らかでありまして、これはいづれも只今沼津において裁判に付せられておるのであります。併しそれ以外にないのであります。何故ぞういふ噂が傳つたかと申しますと、御承知の如く例の矢島松朗というこれは余ほど頭の良人のように存するのであります。今朝の朝日新聞に詳しく出ておりますが、殆んどこの人が一人で創作をした一つのドラマであるのであります。すべて詐欺事件には、御承知の如く願官或いは財界の名士、社会の名ある人が現れて来るのであります。そうでなければ筋書は完結しないのであります。然るに思慮足らざる人は、直ちにかくのごとき筋書を事実なりと信じて、十分真相を調査せざる中に、社会に向つて発表をする、発表せられたるものは、甚しきは今回のごとき外電電報にまでなつて、日本の内閣關係は閣取引に参加し、多額の金錢を得ておるといふやうなことを、或いはアメリカ、或いはイギリスに傳えられるということは誠に内閣の不名誉であり、或る意味においては國家の不名誉であると存するのであります。事実であるならば止むを得ません。荒唐無稽これ

より甚だしきはないのであります。黙つておきますならば、これを默認したものとみなし、少しは臭いところがあるんだらうという世評を否定することができないのでありますから、大入げなようではあります。名譽毀損を以て告訴する、或いはその他の方法で潔白を明らかにすることは、内閣の名譽のために必要であるといふことに相成りまして、そういう決意をいたしましたやうな次第であります。只今その経緯等を調査中でありますから、何人がその特定の名を指して申したかといふことが明らかになりますれば、その人を相手取りまして起訴をいたす覚悟であります。そういうやうな次第であります。どうかこれ又決して政略的に動いたといふやうなことをないことを一つ御了承を願ひたいのであります。

○大縣幸一君 最高裁判所の選任の諮問委員の選挙を續つて、司法部内のある判事から同僚の他の判事を選挙妨害で告訴したという事実がありますが、新聞の傳うところでは、もう既に相當關係者も取調を受けたやうであります。司法大臣はこれに關して檢察廳側からどの程度の報告を受けておられるか。又これに対する見通しを、若し発表できましたならば伺ひたいと存する次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 最高裁判所の判事の選挙につきましては、極めて明瞭に且つ民主的にいたしたいという考を以ちまして、御承知のごとき方法で選挙を行つたわけでありまして。然るに最後の段階におきまして、ある数名の判事が数名の判事を告訴するといふやうな誠に不祥の事件が起りましたこ

とは、司法部といたしまして深く遺憾に存するところであります。併し私の調査いたしました限りにおきましては、只今檢察當局が調べておりまして、多分今明日の中に結論に到達すると存しますが、問題の坂野判事が諮問委員に立候補する意見はないといふことは、度々いろいろの機会に表明をいたしておるやうであります。それにも拘らず某判事が本人の意思を無視して推薦状を出したのであります。そこで長野、谷中判事等は、それでは戦線を混乱させて、投票をしないのか悪いのか、迷う人が少くない、選挙は三日後に迫つておる、坂野判事の意思をはつきりさせなければならぬといふので、わざ／＼訪ねまして、そうして立候補の意思ありや否やを重ねて確かめましたところが、自分は諮問委員になる意思はないといふことをはっきり言われた。それじやそのことを他に語つてもよろしいか、他に知らせてもよろしいかと言つたところが、固よりよろしい。こゝろ答えたといふことでは、その後私は直接坂野判事から承つたので、いよ／＼間違ないと思つたのであります。そうでありまして、一つだけ残るのが、電報でまで知らせるというごときは了解を與えなかつた、こゝろい趣旨のことを申したので、かくの如き問題を起した因であります。立候補の意思がない、それを外部に知らせて差支ないと言ふ以上は、電報で知らせるか、手紙で知らせるか、電報で知らせるかといふことについて、特に制限を加える意思を持つておつたと見ると、私はさういふ点について虚偽の電

報を打つた、電信法違反になるというごときは如何なるものであらうかと、こゝろ存するのであります。そういう趣旨において諮問委員会におきましては、この選挙は合法的に行われたものと見るが故に手続を進行して戴きたいと、政府の見解を表明いたしました次第であります。電信法違反として起訴するや否やといふことは、檢察當局が今明日の中に決定することでありまして、これは決定の上発表いたしますことに相成ろうと思ひますが、未だ申上げる時期でないことを御了承願ひたいのであります。

○小川友三君 先ほどお話ししました生ゴムですが、生ゴムは一トン以上は、これはG.H.Q.の命令で全部供出するやうに指令が出たように記憶しておりますが、あれは民間人だけの所有が供出報告をすることがあつたのでしやうか。民間も政府の持つておるもの、あれは供出しなければならなかつたのでしやうか。それを伺ひたいのと、それが民間も政府も持つておるものが全部供出ならば、今言つた十三トンの生ゴムが地下に深く埋藏しておいたわけは、これはやはり隠匿物資の顯著なものでないかと思つております。この点をちよつとお伺ひしたいのであります。

○委員(伊藤修君) 速記中止。

○委員(伊藤修君) 速記中止。

○委員(伊藤修君) 速記開始。山下君からの御質問の世耕問題に対する取扱は、後刻懇談会で一つお語りすることにしたとして、議題の刑法の一部を改正する法律案に対する説明を政府に伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男君) 只今上程されました刑法の一部を改正する法律案

について、その提案理由を御説明申し上げます。

日本國憲法の制定に伴ひ、政府はその制定の趣旨に適合するやうに刑法の一部を改正する必要があると考へまして、昨年夏の臨時法制調査會及び司法法制審議會の答申を基礎といたしまして、立案を進めて参りましたところ、第九十二回帝國議會においては、会期の切迫、その他の事情によりまして、遂に提案不能となりましたので、ここに第一回國會に本法案を提出いたしました。御審議を煩ふことと相成つたのであります。

以下改正の要點に付て御説明をいたしますが、それに先立ちまして、今回の改正は日本國憲法施行に伴ひ、當面必要な最小限度にこれを止めたものであります。その全面的再検討は今後の刑法改正事業に關する趣旨であるといふことを、予め御了承願ひたいと存するのであります。

先ず改正の最も重要な一つは、皇室に対する罪の規定を削除したことでありまして。新憲法において天皇は日本國の象徴、日本國民統合の象徴たる特別の地位を有せられ、皇族も又これに伴ひ、法律上特殊の身分を有せられるのでありますけれども、他面これらの地位と平等な個人としての立場をも有せられることとなつたのであります。その限りに於いて、法的に異なつた取扱をいたすことは、新憲法の趣旨に合致しないという思想に基き、この改正を行おうとするものであります。要するに個人の尊嚴、且つ平等の趣旨をこれによつて徹底せしめんとするものであります。

尙、本改正につきましては、それが我が國民の傳統的なる感情に異常の衝撃を與えるのではないかと、この点を懸念いたすのでありますけれども、これら刑罰の存否が我が國、民主化の問題の一環として、列國注目の的となつておることを考慮いたしまして、この際敢てこれを實行しようとする次第であります。

ただ天皇及び親近の皇族に対する名誉毀損罪については、被害者が自ら犯人を告訴することは、その地位に鑑み不適当であり又これを期待し得られませんで、この場合には内閣總理大臣が代つて告訴権を行うこととしたしました。尙、外國の元首、使節に対する暴行、脅迫、侮辱罪の規定を削除し、外國の元首に対する名誉毀損について、その國の代表者の告訴を待つてこれを論ずることとしたしたのも、これと同一の趣旨に出ずるものであります。

改正の第二の点は、戦争の放棄及び國際主義の原則に関するものであります。その一は戦争状態の発生並びに軍備の存在を前提とする現行の外患罪の規定を改め、外國よりの武力侵略に關する規定としたことであり、その二は、從來外國人が日本人に對し、その法益を侵害する罪を犯した場合に、それが外國で行われた場合にも、日本刑法を適用することとなつていたのでありますが、諸外國の立法例にも鑑み、この種の國外犯についてはこれを當該國の刑法に譲り、日本刑法の適用から除外したことであります。その三は、外國において刑事裁判を受けた者に對し、重ねて更に日本で刑の言渡しをする場合において、犯人

が既に外國で刑の全部又は一部の執行を受けていたときは、第五條によつて刑の執行を減輕又は免除することを得となつていたので、必ず減輕又は免除しなければならぬこととして、外國の裁判を尊重する趣旨を一層明らかならしめたことであります。

次は、憲法第三章國民の權利及び義務と關連するものであります。その第一は、從來人權の侵害がとかく公務員の側より行われることの少くなかつた事例に鑑み、公務員による職權濫用、逮捕監禁、暴行凌辱の罪の法定刑を引上げ、この種行為に對し嚴罰を以て臨む趣旨を強調すると共に、一般の暴行、脅迫につきましても、その法定刑をそれより引上げ、且つ暴行罪については從來親告罪でありましたものを非親告罪といたし、併せて暴力否定の精神をここに重ねて明らかにしました。國民の自由權の保障を全からしめんとしたことであります。又重大なる過失による致死傷を、業務上の過失によるものと同じく、重く処罰することにしたしたのも、人身の保護をこの機会にいたしたのも、人身の保護をこの機会に一層厚くしようとしたのもに外なりません。更に名誉毀損罪の法定刑を引上げることとしたしたのは、最近言論の自由がともすれば本來の持つ過激して、不当に人の名譽を傷つけることが多のに鑑み、社会生活上における個人の重要な權益たる名譽を、不當なる攻撃より護らんとするものであります。これまた人權保障の趣旨に出ずるものであります。

次に、姦通罪の規定であります。男女の本質的平等と夫婦の同權が、憲法に明らかに規定されました今日、從來のごとく妻の姦通のみを罰する制度の改められるべきは言を俟たないところであります。政府といたしましては、昨年の臨時法制調査會並びに司法法制審議會の答申に基き、姦通罪はこれを廢止して、この問題の解決を、夫婦間の道義と愛情に委ねる趣旨の立案をいたした次第であります。刑法の規定から姦通罪を廢止すべきか、或いは又夫婦共に等しくその姦通を罰すべきかは、いずれも利害得失を伴う問題でありまして、各國の立法例も区々たる状態でありまして、この点につきましては、特に十分の御討議を願ひまして、慎重御決定あらんことを切望いたします。

尙、新憲法においては、國民の基本的人權の重要な一つとして、言論出版の自由に對する保障を挙げなければならぬのであります。これとの關係において、次のごとき改正を考慮いたしたのであります。即ちその一は、『第七章ノ二(二)安寧秩序ノ對スル罪が聊か戰時色濃厚なる感がありますのみならず、その規定極めて概括的でありまして、その運用の如何によつては、言論抑圧の具に供せらるる虞もないとは申せませんので、これをこの際削除することとしたことであります。その二は、第百七十五條の猥褻文書圖画頒布販賣の罪の法定刑を引上げ、最近見らるるがごとく出版の自由の行き過ぎを是正し、そこに正し軌道を確立せんとしたことであります。尙公然猥褻罪の法定刑を引上げましたのも、これと相俟つて、健全なる社会を作らんとする考に出でたるものに外なりません。その三は、名誉毀損に關するいわゆる

事實証明の問題であります。先に申述べましたように、基本的人權として、人の名譽を保護することは、新憲法の要請の一つであります。けれども、他面において、公正なる批判の自由に行われることも又社会の進歩發達のために欠くべからざることであります。ここに言論出版の自由の重んぜらるべき理由があるものであります。から、苟くも發表した事實の眞実なる限り、時にこれによつて人の名譽が若干害せらるることがあつても、公正なる批判はこれを罰すべきではありません。ここに新たに規定を設け、正当な目的のために、公益に必要な眞実の事項を發表した場合に、名誉毀損罪を構成せざることとし、名譽の保護と、言論の自由との間の調和を図つたのであります。

尙、新たに規定として、まだ公訴を提起せられない犯罪につきまして特例を設けましたのは、その公益性を重視したものに外なりません。ここに特に御留意を煩ひたいのは、第二百三十條の二の第三項の規定でありまして、公務員及び公選による候補者につきましては、その新憲法下における地位と責任とに鑑み、特に十分なる批判の対象となし得ることとしたことであります。

以上、名誉毀損につきましては、公正なる言論は飽くまでこれを処罰の外に置き、他面その限度を越えた者は從來よりも強くこれを罰し、名譽の保護を完うせんとするのが今回の改正の趣旨とするところであります。

次に、從來の侮辱罪の規定を廢止いたしましたのは、事實の摘示を伴わな

い侮辱は、名譽を傷める程度も弱く、刑罰を以て臨むのは聊か強きに過くるのではないかと、この趣旨に基き、この点につきましても賛否両論がありますので、姦通罪の場合と同様、社会の感情に鑑みられまして、慎重なる御検討を煩ひたいと存するものであります。

改正の次の点は、いわゆる刑事政策的制度的擴張でありまして、その一つは刑の執行猶予をなし得る場合を從來よりも廣くして、懲役、禁錮についてはこれまでの二年以下を三年以下に引上げると共に、五千円以下の罰金に処する場合にも執行猶予を附し得ることとしたことであります。その結果新たにいわゆる前科抹消の規定を設けたことであります。この二点の改正によりまして、刑罰はその必要なる限度に止め、無用なる刑罰の弊を避ける趣旨を徹底し、且つ刑の不利な効果が生ずることとは、やがて新憲法に於ける刑罰の殘酷性禁止の規定の趣旨にも相通するものがあろうかと考へる次第であります。

改正のその余の点といたしましては、刑事手続と關連するものが二、三あります。その一つは第五十五條のいわゆる連續犯を廢止したことでありまして、人權の尊重、迅速なる審判の要請に基き、新刑事手続においては、到底從來のごとき廣範圍の連續犯を一挙に捜査し、審判することは困難でありまして、若し強いてこれを要求いたしますならば、却つて不当に罪を免れる者を極めて多からしめ、治安の維持にも欠くところを生じますので、これ

を本来の教罪の形に戻すこととしたのであります。その二は、第五十八條のいわゆる累犯加重決定が憲法第三十九條の精神に反する疑いがあるところから、これを廃止したこととあります。又その三として、第百五條を改め、犯人贋匿、証憑隠滅に親族が関與した場合に、情状によつてこれを処罰し得ることとしたのは、犯人捜索、正しき裁判に全國民の協力を得んとする趣旨に外ならぬのであります。

以上、要点のみを簡単に御説明いたしましたのであります。尙詳細につきましては御質問によりましてお答えいたしたいと存じます。何卒慎重御審議あらんことを希望いたします。

○委員長(伊藤修君) 只今司法大臣からの御説明に對するところの質疑は後日に譲りまして、この刑法の一部を改正する法律案に對するところの審議はこの程度にして置きたいと思ひますが……

○委員(伊藤修君) それではさういうことに決定いたします。つきましては、いま提案になりましたところの刑法一部改正法律案、そのうちの普通罪に關して、公聴会を開きたいと思ひますが、如何でございますか。

○委員長(伊藤修君) 開くことに御異議はありますか。

○委員(伊藤修君) 本問題に對して公聴会を開くことにいたします。次に公聴会におけるところの題を決定した

と思ひますが、適當な題がありましてから御発言を願ひたいと思ひます。

○小川友三君 普通罪存否に關する公聴会でいいでしょうか。

○委員長(伊藤修君) 普通罪存否についてという題でよろしいでございますか。御意見はございませんか。

○委員(伊藤修君) では、さう決定いたします。つきましては御承知の通り司法部に相當な法案が参つておる次第でありまして、又大部な民法、刑法が控えておりますから、お話しする恐れ入りますが、明日は午前中に弁護士法の一部改正法律案を審議いたしまして、午後には賠償法案の質疑に入りたいと思ひます。この前賠償法案は提案理由だけ説明は聴いてありますから、さういふふうな日程で行きたいと思ひますが、御承知置き願ひたいと思ひます。

○委員(伊藤修君) それを別々にやらなければならぬのですか。弁護士法の方は大したことはない、それから引續いてやつたらどうです。

○委員(伊藤修君) それでは引續いてやることにいたします。午前十時でどうでしょうか。

○小川友三君 それちや五時十分の汽車で来なければ間に合はないからね。

○委員(伊藤修君) 午前十時というように御承知を願ひたいと思ひます。

○委員(伊藤修君) それではあつて下さい。

○委員(伊藤修君) それではあつて下さい。

○委員(伊藤修君) それではあつて下さい。

○委員(伊藤修君) それではあつて下さい。

○委員(伊藤修君) それではあつて下さい。

【速記中止】

○委員長(伊藤修君) 速記を始め……。それでは今日はこれで散会いたします。

午後二時三十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 松井 道夫君
委員 大野 幸一君
大野 秀次郎君
鬼丸 義賢君
山下 義信君
來馬 琢道君
松村眞一郎君
岡部 常君
小川 友三君
西田 天香君

國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君
司法次官 佐藤 廉佐君
司法事務官 國宗 榮君

七月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士候補の資格の特例に關する法律)の一部を改正する法律案(第七号)

一、岐阜地方裁判所多治見支部を設置することに關する請願(第十一号)

一、帯廣地方裁判所設置に關する陳情(第四十九号)

一、刑事訴訟法を改正する等に關する陳情(第六十号)

昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士候補の資格の特例に

關する法律)の一部を改正する法律案
昭和二十一年法律第十一号の一部を次のように改正する。

第一條に次の一項を加える。
辯護士法第三條の試験に合格し、滿洲國の審判官又は檢察官の職に在つた者で前項の審査委員會の資格を経た者についても、また同項と同様とする。

第二條中「前條」を「前條第一項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

(請第十一号)
昭和二十二年七月十日受理
岐阜地方裁判所多治見支部を設置することに關する請願

請願者 岐阜縣多治見市長 金子義一外一名
紹介議員 伊藤 修君

岐阜縣多治見市に岐阜地方裁判所支部を新に増設することが、周辺の実情から見て最も妥當であるから速かに実現を圖られたい。なお廳舎、備品、什器等は、切、關係地において整備するとの請願。

(陳第四十九号)
昭和二十二年七月二日受理
帶廣地方裁判所設置の陳情

帶廣地方裁判所設置期成同盟會長
當地に釧路地方裁判所北見支部管轄區域と帶廣支部管轄區域とを併合したる地方裁判所を設置し、その場合北見支部を當地裁判所甲支部と

されたいとの陳情。
(陳第六十号)
昭和二十二年七月四日受理
刑事訴訟法を改正する等に關する陳情

東北弁護士會連合會會長 岡本共次郎
刑事訴訟法の改正とその民主主義的運用並びに借家法及び陪審法の改正及び新法規の趣旨を徹底するための啓蒙運動の実施等について東北弁護士會連合會本年度定期總會において決議したから、これの実現に關し配慮されたいとの陳情。

七月二十三日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、民法の一部を改正する法律案(予第十三号)

民法の一部を改正する法律案
民法の一部を次のように改正する。

第一條を第一條之三とし、第一編第一章の前に次の二條を加える。

第一條 私權ハ總テ公共ノ福祉ノ爲メニ存ス
權利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠實ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十條ノ二 本法ハ個人ノ尊嚴ト兩性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釋スヘシ

第七條中「裁判所」を「家事審判所」に改め、「戸主」を削る。

第十條及び第十二條第二項中「裁判所」を「家事審判所」に改める。

第十四條乃至第十八條 削除。

第十九條第二項中「夫又ハ法定代

理人ニ對シテハ、法定代理人ニ對シ其
權限内の行為ニ付キニ改め、同項但
書を削り、同條第四項中「及ヒ妻」、
「又ハ夫ノ許可」、「又ハ妻」及び「又
ハ許可」を削る。

第二十五條乃至第三十條及び第三
十二條第一項中「裁判所」を「家事審
判所」に改める。

第九十七條ノ二第四項中「區裁判
所」を「簡易裁判所」に改める。

第二百二十四條第三項中「夫又ハ」を
削る。

第五百五十九條第二項を削る。

第五百五十九條ノ二「夫婦ノ一方カ他
ノ一方ニ對シテ有スル權利ニ付テハ
婚姻解消ノ時ヨリ六ヶ月内ハ時
效完成セス
第七十一條及び第七十二條中
「執達吏」を「執行吏」に改める。

第三百八條第二項中「又ハ家族」を
削る。

第三百十條中「益ニ家族」を削る。

第四百五十條第一項第三号を削
り、同條第二項中「又ハ第三號」を削
る。

第四編及び第五編を次のように改
める。

民法
第四編 親族
第一章 總則
第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立
第一款 婚姻の要件
第二款 婚姻の無効及び取
消
第二節 婚姻の効力
第三節 夫婦財産制

第一款 總則
第二款 法定財産制
第四節 離婚
第一款 協議上の離婚
第二款 裁判上の離婚

第三章 親子
第一節 実子
第二節 養子
第一款 縁組の要件
第二款 縁組の無効及び取
消

第三款 縁組の効力
第四款 離縁
第四章 親権
第一節 總則
第二節 親権の効力
第三節 親権の喪失
第五章 後見

第一節 後見の開始
第二節 後見の機関
第一款 後見人
第二款 後見監督人
第三節 後見の事務
第四節 後見の終了
第六章 扶養
第五編 相続

第一章 總則
第二章 相続人
第三章 相続の効力
第一節 總則
第二節 相続分
第三節 遺言の分割
第四章 相続の承認及び放棄
第一節 總則
第二節 承認
第一款 單純承認
第二款 限定承認
第三節 放棄

第五章 財産の分離
第六章 相続人の不存在
第七章 遺言
第一節 總則
第二節 遺言の方式
第一款 普通的方式
第二款 特別的方式
第三節 遺言の効力
第四節 遺言の執行
第五節 遺言の取消
第八章 遺留分

民法
第四編 親族
第一章 總則
第七百二十五條 左に掲げる者は、
これを親族とする。
一 六親等の血族
二 配偶者
三 三親等の姻族
第七百二十六條 親等は、親族間の
世数を数えて、これを定める。
傍系親族の親等を定めるには、
その一人又はその配偶者から同一
の始祖にさかのぼり、その始祖か
ら他の一人に下るまでの世数によ
る。

第七百二十七條 養子と養親及びそ
の血族との間においては、養子縁
組の日から、血族間におけると同
一の親族関係を生ずる。
第七百二十八條 姻族関係は、離婚
によつて終了する。
夫婦の一方が死亡した場合にお
いて、生存配偶者が姻族関係を終
了させる意思を表示したときも、
前項と同様である。
第七百二十九條 養子、その配偶者、
直系卑属及びその配偶者と養親及

びその血族との親族関係は、離婚
によつて終了する。
第七百三十條 直系血族及び同居の
親族は、互に扶け合ふなければな
らない。
第二章 婚姻
第一節 婚姻の成立
第一款 婚姻の要件
第七百三十一條 男は、満十八歳に
女は、満十六歳にならなければ、
婚姻をすることができない。
第七百三十二條 配偶者のある者
は、重ねて婚姻をすることができ
ない。
第七百三十三條 女は、前婚の解消
又は取消の日から六箇月を経過し
た後でなければ、再婚をすること
ができない。
女が前婚の解消又は取消の前か
ら懐胎していた場合には、その出
産の日から、前項の規定を適用し
ない。
第七百三十四條 直系血族又は三親
等内の傍系血族の間では、婚姻を
することができない。但し、養子
と養方の傍系血族の間では、こ
の限りでない。
第七百三十五條 直系姻族の間で
は、婚姻をすることができない。第
七百三十八條の規定によつて姻族
関係が終了した後も、同様である。
第七百三十七條 養子、その配偶者、
直系卑属又はその配偶者と養親又
はその直系尊属との間では、第七
百二十九條の規定によつて親族関
係が終了した後も、婚姻をする
ことができない。
第七百三十七條 未成年の子が婚姻

をするには、父母の同意を得なけ
ればならない。
父母の一方が同意しないとき
は、他の一方の同意だけで足り
る。父母の一方が知れないとき、
死亡したとき、又はその意思を表
示することができないときも、同
様である。
第七百三十八條 禁治産者が婚姻を
するには、その後見人の同意を要
しない。
第七百三十九條 婚姻は、戸籍法の
定めるところによりこれを届け出
ることによつて、その効力を生ず
る。
前項の届出は、当事者双方及び
成年の証人二人以上から、口頭又
は署名した書面で、これをしなけ
ればならない。
第七百四十條 婚姻の届出は、その
婚姻が第七百三十一條乃至第七百
三十七條及び前條第二項の規定そ
の他の法令に違反しないことを認
めた後でなければ、これを受理す
ることができない。
第七百四十一條 外國に在る日本人
間で婚姻をしようとするときは、
その國に駐在する日本の大使、公
使又は領事にその届出をすること
ができる。この場合には、前二條
の規定を準用する。
第二款 婚姻の無効及び取
消
第七百四十二條 婚姻は、左の場合
に限り、無効とする。
一人違ふ他の事由によつて當
事者間に婚姻をする意思がない
とき。

第七百三十七條 未成年の子が婚姻

をするには、父母の同意を得なけ

ばならない。

父母の一方が同意しないとき

は、他の一方の同意だけで足り
る。父母の一方が知れないとき、
死亡したとき、又はその意思を表
示することができないときも、同
様である。
第七百三十八條 禁治産者が婚姻を
するには、その後見人の同意を要
しない。
第七百三十九條 婚姻は、戸籍法の
定めるところによりこれを届け出
ることによつて、その効力を生ず
る。
前項の届出は、当事者双方及び
成年の証人二人以上から、口頭又
は署名した書面で、これをしなけ
ればならない。
第七百四十條 婚姻の届出は、その
婚姻が第七百三十一條乃至第七百
三十七條及び前條第二項の規定そ
の他の法令に違反しないことを認
めた後でなければ、これを受理す
ることができない。
第七百四十一條 外國に在る日本人
間で婚姻をしようとするときは、
その國に駐在する日本の大使、公
使又は領事にその届出をすること
ができる。この場合には、前二條
の規定を準用する。
第二款 婚姻の無効及び取
消
第七百四十二條 婚姻は、左の場合
に限り、無効とする。
一人違ふ他の事由によつて當
事者間に婚姻をする意思がない
とき。

第七百三十七條 未成年の子が婚姻

をするには、父母の同意を得なけ

二 当事者が婚姻の届出をしないとき、但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる條件を欠くだけであるときは、婚姻は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第七百四十三條 婚姻は、第七百四十四條乃至第七百四十七條の規定によらなければ、これを取り消すことができない。

第七百四十四條 第七百三十一條乃至第七百三十六條の規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は檢察官から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、檢察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。

第七百三十二條又は第七百三十三條の規定に違反した婚姻については、当事者の配偶者又は前配偶者も、その取消を請求することができる。

第七百四十五條 第七百三十一條の規定に違反した婚姻は、不適婚者が適婚に達したときは、その取消を請求することができない。

不適婚者は、適婚に達した後、なお三箇月間は、その婚姻の取消を請求することができる。但し、適婚に達した後を追認をしたときは、この限りでない。

第七百四十六條 第七百三十三條の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から六箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消を請求することができない。

第七百四十七條 詐欺又は強迫によつて婚姻をした者は、その婚姻の取消を裁判所に請求することができる。

前項の取消権は、当事者が、詐欺を發見し、若しくは強迫を免かれた後三箇月を経過し、又は追認をしたときは、消滅する。

第七百四十八條 婚姻の取消は、その効力を既往に及ぼさない。

婚姻の当時その取消の原因があることを知つていた当事者は、婚姻によつて得た利益の全部を返還しなければならぬ。なお、相手方が善意であつたときは、これに對して損害を賠償する責に任ずる。

第七百四十九條 第七百六十六條乃至第七百六十九條の規定は、婚姻の取消につきこれを準用する。

第二節 婚姻の効力
第七百五十條 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を稱する。

第七百五十一條 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができ、前項及び第七百二十八條第二項の場合にこれを準用する。

第七百五十三條 未成年者が婚姻をしたときは、これによつて成年に達したものとみなす。

第七百五十四條 夫婦間で契約をしたときは、その契約は、婚姻中、何時でも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。但し、第三者の權利を害することができない。

第三節 夫婦財産制

第一款 總則
第七百五十五條 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかつたときは、その財産關係は、次の款に定めるところによる。

第七百五十六條 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に對抗することができない。

第七百五十七條 外國人が、夫の本國の法定財産制と異なる契約をした場合において、婚姻の後、日本の國籍を取得し、又は日本に住所を定めたときは、一年以内にその契約を登記しなければ、日本においては、これを夫婦の承継人及び第三者に對抗することができない。

第七百五十八條 夫婦の財産關係は、婚姻届出の後、これを變更することができない。

夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であつたことによつてその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家事審判所に請求することができ、共有財産については、前項の請求とともにその分割を請求することができる。

第七百五十九條 前條の規定又は契約の結果によつて、管理者を變更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に對抗することができない。

第二款 法定財産制
第七百六十條 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

第七百六十一條 夫婦の一方が日常の家事に關して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによつて生じた債務について、連帶してその責に任ずる。但し、第三者に對し責に任じない旨を予告した場合は、この限りでない。

第七百六十二條 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。

夫婦のいづれに属するか明かでない財産は、その共有に属するものと推定する。

第四節 離婚
第一款 協議上の離婚
第七百六十三條 夫婦は、その協議で、離婚をすることができる。

第七百六十四條 第七百三十八條、第七百三十九條及び第七百四十七條の規定は、協議上の離婚にこれを準用する。

第七百六十五條 離婚の届出は、その離婚が第七百三十九條第二項及び第八百九十九條第一項の規定その他の法令に違反しないことを認め、た後でなければ、これを受理することができない。

離婚の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離婚は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第七百六十六條 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所が、これを定める。

子の利益のため必要があると認めるときは、家事審判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができない。

前二項の規定は、監護の範圍外では、父母の權利義務に変更を生ずることがない。

第七百六十七條 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復する。

第七百六十八條 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分與を請求することができる。

。且し、父又は母の死亡の日か、ない。

請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家事審判所は、当事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分與をさせるべきかどうか並びに分與の額及び方法を定める。

第七百六十九條 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻が、第八百九十七條第一項の權利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他の關係人の協議で、その權利を承継すべき者を定めなければならぬ。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、前項の權利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。

第二款 裁判上の離婚
第七百七十條 夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴を提起することができる。

一 配偶者に不貞な行為があつたとき。
二 配偶者から惡意で遺棄されたとき。

三 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。
四 配偶者が重度の精神病にかかり、回復の見込がないとき。

五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

裁判所は、前項第一号乃至第四号の事由があるときでも、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

却することができる。

第七百七十一條 第七百六十六條乃至第七百六十九條の規定は、裁判上の離婚にこれを準用する。

第三章 親子

第一節 実子

第七百七十二條 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

婚姻成立の日から二百日後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

第七百七十三條 第七百三十三條第一項の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前條の規定によつてその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。

第七百七十四條 第七百七十二條の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができない。

第七百七十五條 前條の否認権は、子又は親権を行う母に対する訴によつてこれを行ふ。親権を行う母がないときは、家事審判所は、特別代理人を選任しなければならない。

第七百七十六條 夫が、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失ふ。

第七百七十七條 否認の訴は、夫が子の出生を知つた時から一年以内にこれを提起しなければならぬ。

第七百七十八條 夫が禁治産者であるときは、前條の期間は、禁治産の取消があつた後夫が子の出生を知つた時から、これを起算する。

第七百七十九條 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができない。

第七百八十條 認知をするには、父又は母が無能力者であるときでも、その法定代理人の同意を要しない。

第七百八十一條 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつてこれをする。

認知は、遺言によつても、これをする事ができる。

第七百八十二條 成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。

第七百八十三條 父は、胎内に在る子でも、これを認知することができない。この場合には、母の承諾を得なければならない。

父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、これを認知することができない。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

第七百八十四條 認知は、出生の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者が既に取得した權利を害することができない。

第七百八十五條 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。

第七百八十六條 子その他の利害關係人は、認知に対して反對の事實を主張することができない。

第七百八十七條 子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴を提起することができ

る。但し、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。

第七百八十八條 第七百六十六條の規定は、父が認知をする場合にこれを準用する。

第七百八十九條 父が認知した子は、その父母の婚姻によつて嫡出子たる身分を取得する。

婚姻中父母が認知した子は、その認知の時から、嫡出子たる身分を取得する。

前二項の規定は、子が既に死亡した場合にこれを準用する。

第七百九十條 嫡出である子は、父母の氏を称する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。

嫡出でない子は、母の氏を称する。

第七百九十一條 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家事審判所の許可を得て、その父又は母の氏を称することができ

る。子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、前項の行為をすることができ

る。前二項の規定によつて氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することができ

第二節 養子

第一款 養組の要件

第七百九十二條 成年に達した者は、養子とすることができ

る。第七百九十三條 尊属又は年長者は、これを養子とすることができ

ない。

第七百九十四條 後見人が被後見人を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終わらない間も、同様である。

第七百九十五條 配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければならない。但し、夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合は、この限りでない。

第七百九十六條 前條の場合において、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、他の一方は、双方の名義で、養組をすることができ

る。第七百九十七條 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、養組の承諾をすることができ

る。第七百九十八條 未成年者を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならない。但し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。

第七百九十九條 第七百三十八條及び第七百三十九條の規定は、養組にこれを準用する。

第八百條 養組の届出は、その養組が第七百九十二條乃至前條の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができ

ない。第八百一條 外國に在る日本人間で養組をしようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又

は領事にその届出をすることができ、この場合には、第七百三十九條及び前條の規定を適用する。

第二款 縁組の無効及び取消

第八百二條 縁組は、左の場合に限り、無効とする。

一 人達その他の事由によつて当事者間に縁組をする意思がないとき。

二 当事者が縁組の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる條件を欠くだけであるときは、縁組は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第八百三條 縁組は、第八百四條乃至第八百八條の規定によらなければ、これを取消することができない。

第八百四條 第七百九十二條の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消を裁判所に請求することができ、但し、養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八百五條 第七百九十三條の規定に違反した縁組は、各当事者又はその親族から、その取消を裁判所に請求することができる。

第八百六條 第七百九十四條の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

追認は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した後、これをしなければ、その効力がない。

養子が、成年に達せず、又は能力を回復しない間に、管理の計算が終わつた場合には、第一項但書の期間は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した時から、これを起算する。

第八百七條 第七百九十八條の規定に違反した縁組は、養子、その実方の親族又は養子に代つて縁組の承諾をした者から、その取消を裁判所に請求することができ、但し、養子が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八百八條 第七百四十七條及び第七百四十八條の規定は、縁組にこれを適用する。但し、第七百四十七條第二項の期間は、これを六箇月とする。

第七百六十九條及び第八百十六條の規定は、縁組の取消にこれを適用する。

第三款 縁組の効力

第八百九條 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子たる身分を取得する。

第八百十條 養子は、養親の氏を称する。

第四款 離縁

第八百十一條 縁組の当事者は、その協議で、離縁をすることができ、

養子が、十五歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子に代つて縁組の承諾をする権利を有する者との協議でこれをする。

養親が死亡した後、養子が離縁をしようとするときは、家事審判所の許可を得て、これを行うことができる。

第八百十二條 第七百三十八條、第七百三十九條、第七百四十七條及び第八百八條第一項但書の規定は、協議上の離縁にこれを適用する。

第八百十三條 離縁の届出は、その離縁が第七百三十九條第二項及び第八百十一條の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができない。

離縁の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離縁は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第八百十四條 縁組の当事者の一方は、左の場合に限り、離縁の訴を提起することができる。

一 他の方から悪意で遺棄されたとき。

二 養子の生死が三年以上不明でないとき。

三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。

第七百七十條第二項の規定は、前項第一号及び第二号の場合にこれを適用する。

第八百十五條 養子が満十五歳に達しない間は、その縁組につき承諾権を有する者から、離縁の訴を提起することができ、

第八百十六條 養子は、離縁によつて縁組前の氏に復する。

第八百十七條 第七百六十九條の規定は、離縁にこれを適用する。

第四章 親権

第一節 総則

第八百十八條 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

子が養子であるときは、養親の親権に服する。

親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。但し、父母の一方が親権を行うことができなかつたときは、他の一方が、これを行う。

第八百十九條 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

子の出生前に父母が離婚した場合に、親権は、母がこれを行う。但し、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めるときに限り、父がこれを行使する。

第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所は、父又は母の請求によつて協議に代わる審判をすることができ、

子の利益のため必要があると認めるときは、家事審判所は、子の親族の請求によつて、親権者を他

の一方に変更することができる。

第二節 親権の効力

第八百二十條 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第八百二十一條 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

第八百二十二條 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家事審判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家事審判所がこれを定める。但し、この期間は、親権を行う者の請求によつて、何時でも、これを短縮することができる。

第八百二十三條 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

親権を行う者は、第六條第二項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

第八百二十四條 親権を行う者は、子の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。但し、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

第八百二十五條 父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代つて法律行為をし、又は子のこれを行うことに同意したときは、その

したときは、この限りでない。

おつて縁組の承諾をする権利を有

て縁組前の氏に復する。

親族の請求によつて、親権者を他

することに同意したときは、その

行爲は、他の一方の意思に反したときでも、これがために、その効力を妨げられることがない。但し、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

第八百二十六條 親権を行ふ父又は母と子の利益が相反する行爲については、親権を行ふ者は、その子のために特別代理人を選任することを家事審判所に請求しなければならない。

親権を行ふ者が数人の子に対して親権を行ふ場合において、その一人と他の子との利益が相反する行爲については、その一方のために、前項の規定を準用する。

第八百二十七條 親権を行ふ者は、自己のために同一の注意を以て、その管理権を行わなければならない。

第八百二十八條 子が成年に達したときは、親権を行つた者は、遅滞なくその管理の計算をしなければならぬ。但し、その子の養育及び財産の管理の費用は、その子の財産の収益とこれを相殺したものとなす。

第八百二十九條 前條但書の規定は、無償で子に財産を與える第三者が反対の意思を表示したときは、その財産については、これを適用しない。

第八百三十條 無償で子に財産を與える第三者が、親権を行ふ父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は母の管理に属しないものとす。

前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理権を指定しなかつたときは、家事審判所は、子、その親族又は檢察官の請求によつて、その管理権を選任する。

第三者が管理権を指定したときでも、その管理権の権限が消滅し、又はこれを改定する必要がある場合において、第三者が更に管理権を指定しないときも、前項と同様である。

第二十七條乃至第二十九條の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第八百三十一條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、親権を行ふ者が子の財産を管理する場合及び前條の場合にこれを準用する。

第八百三十二條 親権を行つた者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、その管理権が消滅した時から五年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。

子がまだ成年に達しない間に管理権が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から、これを起算する。

第八百三十三條 親権を行ふ者は、その親権に服する子に代つて親権を行ふ。

第八百三十四條 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親権を喪失を宣告することができる。

るときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親権の喪失を宣告することができる。

第八百三十五條 親権を行ふ父又は母が、管理が失当であつたことによつてその子の財産を危うくしたときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その管理権を喪失を宣告することができる。

第八百三十六條 前二條に定める原因が止んだときは、家事審判所は、本人又はその親族の請求によつて、失権の宣告を取り消すことができる。

第八百三十七條 親権を行ふ父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を辭することができ。

前項の事由が止んだときは、父又は母は、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。

第五節 後見

第八百三十八條 後見は、左の場合に開始する。

一 未成年者に対して親権を行ふ者がなく、又は親権を行ふ者が管理権を有しないとき。

二 禁治産の宣告があつたとき。

第八百三十九條 未成年者に対して最後に親権を行ふ者は、遺言で、後見人を指定することができる。

但し、管理権を有しない者は、この限りでない。

親権を行ふ父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定によつて後見人の指定をすることができる。

第八百四十條 夫婦の一方が禁治産の宣告を受けたときは、他の一方は、その後見人となる。

第八百四十一條 前二條の規定によつて後見人となるべき者がなく、又は、家事審判所は、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、後見人を選任する。後見人が欠けたときも、同様である。

第八百四十二條 父若しくは母が親権若しくは管理権を辭し、後見人がその任務を辭し、又は父若しくは母が親権を失つたことによつて後見人を選任する必要があるときは、その父、母又は後見人は、遅滞なく後見人の選任を家事審判所に請求しなければならない。

第八百四十三條 後見人は、一人であらなければならない。

第八百四十四條 後見人は、正当な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辭することができる。

第八百四十五條 後見人に不正な行爲、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家事審判所は、後見監督人又は被後見人の親族の請求によつて、これを解任することができる。

二 禁治産者及び準禁治産者

三 家事審判所で選ぜられた法定代理人又は保佐人

四 破産者

五 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

六 行方知れない者

第八百四十七條 第八百四十條乃至前條の規定は、保佐人にこれを準用する。

保佐人又はその代表する者の準禁治産者との利益が相反する行爲については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家事審判所に請求しなければならない。

第八百四十八條 後見人を指定することができる者は、遺言で、後見監督人を指定することができる。

三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。

四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

第八百五十二條 第六百四十四條及び第八百四十四條乃至八百四十六條の規定は、後見監督人にこれを準用する。

第三節 後見の事務

第八百五十三條 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、且つ、その目録を調製しなければならぬ。但し、この期間は、家事審判所において、これを延長することができる。

財産の調査及びその目録の調製は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをしなければ、その効力がない。

第八百五十四條 後見人は、目録の調製を終るまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。但し、これを善意の第三者に對抗することができない。

第八百五十五條 後見人が、被後見人に對し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に申し出なければならぬ。

後見人が、被後見人に對し債権を有することを以てこれを申し出ないときは、その債権を失う。

第八百五十七條 未成年者の後見人は、第八百二十條乃至第八百二十三條に規定する事項について、親権を行う者と同じ権利義務を有する。但し、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、未成年者を懲戒場に入れ、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならぬ。

第八百五十八條 禁治産者の後見人は、禁治産者の資力に應じて、その療養看護に努めなければならぬ。

禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れ、又は私宅に監置するには、家事審判所の許可を得なければならぬ。

第八百五十九條 後見人は、被後見人の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

第八百二十四條但書の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百六十條 第八百二十六條の規定は、後見人にこれを準用する。但し、後見監督人がある場合は、この限りでない。

第八百六十一條 後見人は、その就職の初において、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年費すべき金額を予定しなければならぬ。

第八百六十二條 家事審判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に與

えることができる。

第八百六十三條 後見監督人又は家事審判所は、何時でも、後見人に對し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

家事審判所は、後見監督人、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

第八百六十四條 後見人が、被後見人に代わつて營業若しくは第十二條第一項に掲げる行為をし、又は未成年者がこれをするに同意するときは、後見監督人があるときは、その同意を得なければならぬ。但し、元本の領收については、この限りでない。

第八百六十五條 後見人が、前條の規定に違反してし、又は同意を與えた行為は、被後見人又は後見人において、これを取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。

前項の規定は、第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定の適用を妨げない。

第八百六十六條 後見人が被後見人の財産又は被後見人に對する第三者の權利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。

前項の規定は、第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定の適用を妨げない。

第八百六十七條 後見人は、未成年者に代つて親権を行う。

第八百五十三條乃至第八百五十七條及び第八百六十一條乃至前條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百六十八條 親権を行う者が管理権を有しない場合には、後見人は、財産に関する権限のみを有する。

第八百六十九條 第六百四十四條及び第八百三十條の規定は、後見人にこれを準用する。

第四節 後見の終了

第八百七十條 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算をしなければならぬ。但し、この期間は、家事審判所において、これを延長することができる。

第八百七十一條 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをすること。

第八百七十二條 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と後見人又はその相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその相続人に對してした單獨行為も、同様である。

第十九條及び第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百七十三條 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息

をつけなければならない。

後見人が自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があつたときは、その賠償の責に任ずる。

第八百七十四條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、後見人にこれを準用する。

第八百七十五條 第八百三十二條に定める時刻は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に關して生じた債権にこれを準用する。

前項の時刻は、第八百七十二條の規定によつて法律行為を取り消した場合には、その取消の時から、これを起算する。

第八百七十六條 前條第一項の規定は、保佐人と準禁治産者との間にこれを準用する。

第六章 扶養

第八百七十七條 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

家事審判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その審判を取り消すことができる。

第八百七十八條 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、

用する。
中から、相当な報酬を後見人に與

げない。

見の計算を終了した時から、利息

當事者間に協議が調わないとき、

又は協議をすることができないときは、家事審判所が、これを定める。扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足りないとき、扶養を受けるべき者の順序についても、同様である。

第八百七十九條 扶養の程度又は方法について、當事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家事審判所が、これを定める。

第八百八十條 扶養を受けるべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法については協議又は審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その協議又は審判の変更又は取消することができ。

第八百八十一條 扶養を受ける権利は、これを処分することができない。

第五編 相続
第一章 総則
第八百八十二條 相続は、死亡によつて開始する。
第八百八十三條 相続は、被相続人の住所において開始する。
第八百八十四條 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知つた時から五年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様である。

第八百八十五條 相続財産に関する費用は、その財産の中から、これを支弁する。但し、相続人の過失によるものは、この限りでない。前項の費用は、遺留分権利者が贈與の減殺によつて得た財産を以て、これを支弁することを要しない。

第三章 相続人
第八百八十六條 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。
前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、これを適用しない。

第八百八十七條 被相続人の直系卑属は、左の規定に従つて相続人となる。
一 親等の異つた者の間では、その近い者を先にする。
二 親等の同じである者は、同順位で相続人となる。

第八百八十八條 前條の規定によつて相続人となるべき者が、相続の開始前に、死亡し、又はその相続権を失つた場合において、その者に直系卑属があるときは、その直系卑属は、前條の規定に従つてその者と同順位で相続人となる。
前項の規定の適用については、胎児は、既に生まれたものとみなす。但し、死体で生まれたときは、この限りでない。

第八百八十九條 左に掲げる者は、前二條の規定によつて相続人となるべき者がない場合には、左の順位に従つて相続人となる。
第一 直系尊属

第二 兄弟姉妹
第八百八十七條の規定は、前項第一号の場合に、同條第二号及び前條の規定は、前項第二号の場合にこれを準用する。

第八百九十條 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前三條の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。
第八百九十一條 左に掲げる者は、相続人となることができない。
一 故意に被相続人について先順位若しくは同順位に在る者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者

二 被相続人の殺害されたことを知つて、これを告発せず、又は告訴しなかつた者。但し、その者に是非の弁別がないとき、又は被害者が自己の配偶者若しくは直系血族であつたときは、この限りでない。
三 詐欺又は強迫によつて、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取消し、又はこれを変更することを妨げた者
四 詐欺又は強迫によつて、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取消させ、又はこれを変更させた者
五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

第八百九十二條 遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があつたときは、被相続人は、その推定相続人の廢除を家事審判所に請求することができ。

第八百九十三條 被相続人が遺言で推定相続人を廢除する意思表示をしたときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく家事審判所に廢除の請求をしななければならない。この場合において、廢除は、被相続人の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

第八百九十四條 被相続人は、何時でも、推定相続人の廢除の取消を家事審判所に請求することができ。

前條の規定は、廢除の取消にこれを準用する。
第八百九十五條 推定相続人の廢除又はその取消の請求があつた後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家事審判所は、親族、利害關係人又は檢察官の請求によつて、遺産の管理について必要な処分を命ずることができ。廢除の遺言があつたときも、同様である。

家事審判所が管理人を選任した場合に、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。

第三章 相続の効力
第一節 総則
第八百九十六條 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に專属した

ものは、この限りでない。
第八百九十七條 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前條の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。

前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。
第八百九十八條 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。
第八百九十九條 各共同相続人は、その相続分に應じて被相続人の権利義務を承継する。

第二節 相続分
第九百條 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。
一、直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、直系卑属の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする。
二、配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各、二分の一とする。

三、配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする。
四、直系卑属、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等的なものとする。

第四 直系卑属、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等的なものとする。

る。但し、嫡出でない直系卑属の相続分は、嫡出である直系卑属の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

第九百一一条 第八百八十八條の規定によつて相続人となる直系卑属の相続分は、その直系卑属が受けるべきであつたものと同一である。但し、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系卑属が受けるべきであつた部分について、前條の規定に従つてその相続分を定める。

前項の規定は、第八百八十九條第二項の規定によつて兄弟姉妹の直系卑属が相続人となる場合にこれを準用する。

第九百二條 被相続人は、前二條の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することが出来る。但し、相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。

被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、前二條の規定によつてこれを定める。

第九百三條 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈與を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の

時において有した財産の価額にその贈與の價額を加えたものを相続財産とみなし、前三條の規定によつて算定した相続分の中からその遺贈又は贈與の價額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。

遺贈又は贈與の價額が、相続分の價額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

被相続人が前二項の規定と異なつた意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有する。

第九百四條 前條に掲げる贈與の價額は、受贈者の行爲によつて、その目的たる財産が滅失し、又はその價額の増減があつたときでも、相続開始の當時なお原状のままに在るものとみなしてこれを定める。

第九百五條 共同相続人の一人が分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その價額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。

前項に定める権利は、一箇月以内にこれを行使しなければならぬ。

第三節 遺産の分割
第九百六條 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮してこれをする。

第九百七條 共同相続人は、第九百八條の規定によつて被相続人が遺言で禁じた場合を除く外、何時でも、その協議で、遺産の分割をすることが出来る。

遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、各共同相続人は、その分割を家事審判所に請求することが出来る。

前項の場合において特別の事由があるときは、家事審判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、分割を禁ずることが出来る。

第九百八條 被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間内分割を禁ずることが出来る。

第九百九條 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者の権利を害することができない。

第九百十條 相続の開始後認知によつて相続人となつた者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に分割その他の処分をしたときは、價額のみによる支拂の請求権を有する。

第九百十一條 各共同相続人は、他の共同相続人に對して、賣主と同じく、その相続分に應じて担保の責に任ずる。

第九百十二條 各共同相続人は、その相続分に應じ、他の共同相続人が分割によつて受けた價額について、分割の當時における債務者の實力を担保する。

て、分割の當時における債務者の實力を担保する。

弁済期に至らない債権及び停止條件附の債権については、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の實力を担保する。

第九百十三條 担保の責に任ずる共同相続人中に償還をする實力のない者があるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の實力のある者が、各、その相続分に應じてこれを分担する。

但し、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に對して分担を請求することができない。

第九百十四條 前三條の規定は、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、これを適用しない。

第四章 相続の承認及び放棄

第一節 總則

第九百十五條 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、單純若しくは限定の承認又は放棄をしななければならない。但し、この期間は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、家事審判所において、これを延長することが出来る。

相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることが出来る。

第九百十六條 相続人が承認又は放棄をしないで死亡したときは、前條第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

第九百十七條 相続人が無能力者で

あるときは、第九百十五條第一項の期間は、その法定代理人が無能力者のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

第九百十八條 相続人は、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産を管理しなければならぬ。但し、承認又は放棄をしたときは、この限りでない。

家事審判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、何時でも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることが出来る。

第九百十九條 承認及び放棄は、第九百十五條第一項の期間内でも、これを取り消すことが出来ない。

前項の規定は、第一編及び前編の規定によつて承認又は放棄の取消をすることを妨げない。但し、その取消権は、追認をすることが出来る時から六箇月間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様である。

第二節 承認
第一款 單純承認
第九百二十條 相続人が單純承認をしたときは、無限に被相続人の權利義務を承継する。

第九百二十一條 左に掲げる場合には、相続人は、單純承認をしたものとみなす。
一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。但し、保

存行爲及び第六百二條に定める期間を超えない貸貸をすることは、この限りでない。

二 相続人が第九百十五條第一項の期間内に限定承認又は放棄をしなかつたとき。

三 相続人が、限定承認又は放棄をした後でも、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを財産目録中に記載しなかつたとき。但し、その相続人が放棄をしたことによつて相続人となつた者が承認をした後は、この限りでない。

第二款 限定承認

第九百二十二條 相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、承認をすることができ。

第九百二十三條 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

第九百二十四條 相続人が限定承認をしようとするときは、第九百十五條第一項の期間内に、財産目録を調製してこれを家事審判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。

第九百二十五條 相続人が限定承認をしたときは、その被相続人に対して有した権利義務は、消滅しなかつたものとみなす。

第九百二十六條 限定承認者は、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理を継続しなければならない。

第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十五條第一項、第二項及び第九百十八條第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百二十七條 限定承認者は、限定承認をした後五日以内に、一切の相続債権者及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第七十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百二十八條 限定承認者は、前條第一項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

第九百二十九條 第九百二十七條第一項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産を以て、その期間内に申し出た債権者その他知れた債権者に、各、その債権額の割合に應じて弁済をしなければならない。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第九百三十條 限定承認者は、弁済期に至らない債権でも、前條の規定によつてこれを弁済しなければならない。

條件附の債権又は存続期間の不確定な債権は、家事審判所が選任した鑑定人の評價に従つて、これを弁済しなければならない。

第九百三十一條 限定承認者は、前二條の規定によつて各債権者に弁

済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

第九百三十二條 前二條の規定に従つて弁済をするにつき相続財産を賣却する必要があるときは、限定承認者は、これを競賣に付しななければならない。但し、家事審判所が選任した鑑定人の評價に従ひ相続財産の全部又は一部の價額を弁済して、その競賣を止めることができる。

第九百三十三條 相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の競賣又は鑑定に参加することができ。この場合には、第二百六十條第二項の規定を準用する。

第九百三十四條 限定承認者が、第九百二十七條に定める公告若しくは催告をするを怠り、又は同條第一項の期間内にある債権者しくは受遺者に弁済をしたことによつて他の債権者若しくは受遺者に弁済をすることができなくなつたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。第九百二十九條乃至第九百三十一條の規定に違反して弁済をしたときも、同様である。

前項の規定は、情を知つて不当に弁済を受けた債権者又は受遺者に対する他の債権者又は受遺者の求償を妨げない。

第七百二十四條の規定は、前二項の場合にも、これを適用する。

第九百三十五條 第九百二十七條第一項の期間内に申し出なかつた債権者及び受遺者で限定承認者に知れなかつたものは、残余財産についてのみその権利を行うことがで

きる。但し、相続財産について特別担保を有する者は、この限りでない。

第九百三十六條 相続人が数人ある場合には、家事審判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。

管理人は、相続人のために、これに代わつて、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行爲をする。

第九百二十六條乃至前條の規定は、管理人にこれを準用する。但し、第九百二十七條第一項に定める公告をする期間は、管理人の選任があつた後十日以内とする。

第九百三十七條 限定承認をした共同相続人の一人又は数人について第九百二十一條第一号又は第三号に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産を以て弁済を受けることができなかつた債権額について、その者に對し、その相続分に應じて権利を行うことができる。

第三節 放棄

第九百三十八條 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家事審判所に申述しなければならない。

第九百三十九條 放棄は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

数人の相続人がある場合において、その一人が放棄をしたときは、その相続分は、他の相続人の相続分に應じてこれに歸属する。

第九百四十條 相続の放棄をした者は、その放棄によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始める

ことができるまで、自己の財産における同一の注意を以て、その財産の管理を継続しなければならない。

第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十五條第一項、第二項及び第九百十八條第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五章 財産の分離

第九百四十一條 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家事審判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後でも、同様である。

家事審判所が前項の請求によつて財産の分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に対し、財産分離の命令があつたこと及び一定の期間内に配当加入の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第九百四十二條 財産分離の請求をした者及び前條第二項の規定によつて配当加入の申出をした者は、相続財産について相続人の債権者に先だつて、弁済を受ける。

條第九百四十三條 財産分離の請求があつたときは、家事審判所は、相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる。家事審判所が管理人を選任した場合には、第二百七條乃至第二百九條の規定を準用する。

第九百四十四條 相続人は、單純承認をした後でも、財産分離の請求があつたときは、以後、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理をしなければならぬ。但し、家事審判所が管理人を選任したときは、この限りでない。

第六百四十五條乃至第六百四十七條及び第六百五十條第一項、第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百四十五條 財産の分離は、不動産については、その登記をしなければ、これを第三者に対抗することができない。

第九百四十六條 第三百四條の規定は、財産分離の場合にこれを準用する。

第九百四十七條 相続人は、第九百四十一條第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

財産分離の請求があつたときは、相続人は、第九百四十一條第二項の期間の満了後に、相続財産を以て、財産分離の請求又は配当加入の申出をした債権者及び受遺者に、各、その債権額の割合に應じて弁済をしなければならない。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第九百三十條乃至第九百三十四條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百四十八條 財産分離の請求をした者及び配当加入の申出をした者は、相続財産を以て全部の弁済を受けることができなかつた場合に限り、相続人の固有財産についてその権利を行うことができる。この場合には、相続人の債権者は、その者に先だつて弁済を受けることができる。

第九百四十九條 相続人は、その固有財産を以て相続債権者若しくは受遺者に弁済をし、又はこれに相当の担保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその効力を消滅させることができる。但し、相続人の債権者が、これによつて損害を受けるべきことを証明して、異議を述べたときは、この限りでない。

第九百五十條 相続人が限定承認をすることができるときは、相続財産が相続人の固有財産と混同しない間は、その債権者は家事審判所に対して財産分離の請求をすることができ。

第三百四條 第九百二十五條、第九百二十七條乃至第九百三十四條、第九百四十三條乃至第九百四十五條及び第九百四十八條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百二十七條に定める公告及び催告は、財産分離の請求をした債権者がこれをしなければならぬ。

第六章 相続人の不存在
第九百五十一條 相続人のあることが明かでないときは、相続財産はこれを法人とする。

第九百五十二條 前條の場合には、家事審判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、相続財産の管理人を選任しなければならない。

家事審判所は、遅滞なく、管理人の選任を公告しなければならない。

第九百五十三條 第二十七條乃至第二十九條の規定は、相続財産の管理人にこれを準用する。

第九百五十四條 管理人は相続債権者又は受遺者の請求があるときは、これに相続財産の状況を報告しなければならない。

第九百五十五條 相続人のあることが明かになつたときは、法人は、存立しなかつたものとみなす。但し、管理人がその権限内で行つた行為の効力を妨げない。

第九百五十六條 管理人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。

前項の場合には管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならぬ。

第九百五十七條 第九百五十二條第二項に定める公告があつた後二箇月以内に相続人のあることが明かにならなかつたときは、管理人は、遅滞なく一切の相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第七百九條第二項、第三項及び第九百二十八條乃至第九百三十五條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し第九百三十二條但書の規定は、この限りでない。

第九百五十八條 前條第一項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明かでないときは、家事審判所は、管理人又は檢察官の請求によつて、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は一年を下ることができない。

第九百五十九條 前條の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、相続財産は、國庫に帰属する。この場合には、第九百五十六條第二項の規定を準用する。

相続債権者及び受遺者は、國庫に対してその権利を行うことができな。

第七章 遺言
第一節 總則
第九百六十條 遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これを行うことができない。

第九百六十一條 満十五歳に達した者は、遺言をすることができ。

第九百六十二條 第四條、第九條及び第十二條の規定は、遺言には、これを適用しない。

第九百六十三條 遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならぬ。

第九百六十四條 遺言者は、包括又は、特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができ。但し、遺留分に関する規定に違反することができない。

第九百六十五條 第八百八十六條及び第八百九十一條の規定は、受遺者にこれを準用する。

第九百六十六條 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑屬の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

前項の規定は、直系血族配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、これを適用しない。

第二節 遺言の方式
第一款 普通的方式
第九百六十七條 遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によつてこれをしなければならない。但し、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

第九百六十八條 自筆証書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日附及び氏名を自書し、これに印をおさなければならない。自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を附記して特にこれを署名し、且つ、その変更の場所に印をおさなければ、その効力がない。

第九百六十九條 公正証書によつて遺言するには、左の方式に従わなければならない。

一 証人二人以上の立会があること。

二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。

三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせること。

四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印をおすこと。但し遺言者が、署名することができない場合は、公証人がその事由を附記して、署名に代えることができる。

五、公証人が、その証書は前四号に掲げる方式に従つて作つたものである旨を附記して、これに署名し、印をおさなければならぬ。

第九百八十七條 遺贈義務者その他

の方式を踐んだ旨を封紙に記載し

に署名し、印をおさなければなら

ぬ。

者は、相続財産を以て全部の弁済

理人を選任しなければならない。

所は、管理人又は検査官の請求に

の遺言は、無効とする。

五、公証人が、その職務は前四号に掲げる方式に従つて作つたも

のである旨を附記して、これに署名し、印をおすこと。

第九百七十條 秘密証書によつて遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

一 遺言者が、その証書に署名し、印をおすこと。

二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章を以てこれに封印すること。

三 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

四 公証人が、その証書を提出した日及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印をおすこと。

第九百六十八條第二項の規定は、秘密証書による遺言にこれを準用する。

第九百七十一條 秘密証書による遺言は、前條に定める方式に欠けるものであつても、第九百六十八條の方式を具備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。

第九百七十二條 言語を発することができない者が秘密証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を封紙に自書して、第九百七十條第一項第三号の申述に代えなければならない。公証人は、遺言者が前項に定め

る方式を踐んだ旨を封紙に記載して、申述の記載に代えなければならない。

第九百七十三條 禁治産者が本心に復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会がなければならない。

遺言に立ち会つた医師は、遺言者が遺言をする時において心神喪失の状況になつた旨を遺言書に附記して、これに署名し、印をおさなければならない。但し、秘密証書によつて遺言をする場合には、その封紙に右の記載をし、署名し、印をおさなければならない。

第九百七十四條 左に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることのできない。

一 未成年者
二 禁治産者及び準禁治産者
三 推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族
四 公証人の配偶者、四親等内の親族、筆生及び雇人

第九百七十五條 遺言は、二人以上の者が同一の証書でこれを行うことができる。

第九百七十六條 疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会を以て、その一人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これ

に署名し、印をおさなければならない。

前項の規定によつてした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家事審判所に請求してその確認を得なければならない。その効力がない。

家事審判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することのできない。

第九百七十七條 傳染病のため行政処分によつて交通を断たれた場所にいる者は、警察官一人及び証人一人以上の立会を以て遺言書を作ることができる。

第九百七十八條 船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び証人二人以上の立会を以て遺言書を作ることができる。

第九百七十九條 船舶遭難の場合において、船舶中に在つて死亡の危急に迫つた者は、証人二人以上の立会を以て口頭で遺言を行うことができる。

前項の規定に従つてした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印をおし、且つ、証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家事審判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。

第九百七十六條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

自遺言書に署名し、印をおさなければならない。

第九百八十一條 第九百七十七條乃至第九百七十九條の場合において、署名又は印をおすことのできない者があるときは、立会人又は証人は、その事由を附記しなければならない。

第九百八十二條 第九百六十八條第二項及び第九百七十三條乃至第九百七十五條の規定は、第九百七十六條乃至前條の規定による遺言にこれを準用する。

第九百八十三條 第九百七十六條乃至前條の規定によつてした遺言は、遺言者が普通の方式によつて遺言をすることができるようになつた時から六箇月間生存するときは、その効力がない。

第九百八十四條 日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によつて遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事がこれを行う。

第九百八十五條 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。遺言に停止条件を附した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、條件が成就した時からその効力を生ずる。

第九百八十六條 受遺者は、遺言者の死亡後、何時でも、遺贈の放棄をすることができる。

遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

第九百八十七條 遺贈義務者その他の利害関係人は、相當の期間を定め、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨を受遺者に催告することができる。若し、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。

第九百八十八條 受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、承認又は放棄をすることができる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百八十九條 遺贈の承認及び放棄は、これを取り消すことができない。

第九百九十條 包括受遺者は、相続人と同一の權利義務を有する。

第九百九十一條 受遺者は、遺贈が弁済期に至らない間は、遺贈義務者に対して相當の担保を請求することができる。停止条件附の遺贈についてその條件の成否が未定である間も、同様である。

第九百九十二條 受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百九十三條 遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を出したときは、第二百九

十九條の規定を準用する。

果実を收取するために出した通常必要費は、果実の価格を超えない限度で、その償還を請求することができる。

第九百九十四條 遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

停止條件附の遺贈については、受遺者がその條件の成就前に死亡したときも、前項と同様である。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九百九十五條 遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によつてその効力がなくなつたときは、受遺者が受けるべきであつたものは、相続人に帰属する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九百九十六條 遺贈は、その目的たる権利が遺言者の死亡の時に於いて相続財産に属しなかつたときは、その効力を生じない。但し、その権利が相続財産に属すると属しないとにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認むべきときは、この限りでない。

第九百九十七條 相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前條但書の規定によつて有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得してこれを受遺者に移轉する義務を負う。若し、これを取得することができないか、又はこれを取得するに於いて過分の費用を要するときは、その償還を弁償しなければならぬ。但し、遺言者がその

の遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九百九十八條 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者が追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに對して、賣主と同じく、担保の責に任ずる。

前項の場合において、物に瑕疵があつたときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物を以てこれに代へなければならぬ。

第九百九十九條 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によつて第三者に對して償金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。

遺贈の目的物が、他の物と附合し、又は混和した場合において、遺言者が第二百四十三條乃至第二百四十五條の規定によつて合成物又は混和物の單獨所有者又は共有者となつたときは、その全部の所有権又は共有権を遺贈の目的としたものと推定する。

第一千條 遺贈の目的たる物又は権利が遺言者の死亡の時に於いて第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対しその権利を消滅させるべき旨を請求することができる。但し、遺言者がその遺言に反對の意思を表示したときは、この限りでない。

第一千一條 債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、且つ、その受け取つた物が、なお、相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。

金銭を目的とする債権については、相続財産中にその債権額に相当する金銭がないときでも、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。

第一千二條 負担附遺贈を受けた者は、遺贈の目的の債額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責に任ずる。

受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の利益を受けるべき者が、自ら受遺者となることができ。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一千三條 負担附遺贈の目的の債額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴によつて減少したときは、受遺者は、その減少の割合に應じてその負担した義務を免れる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第四節 遺言の執行

第一千四條 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家事審判所に提出して、その検閲を請求しなければならない。遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を発見した後、同様である。

前項の規定は、公正証書による遺言には、これを適用しない。

封印のある遺言書は、家事審判所において相続人又はその代理人の立会を以てしなければならない。これを開封することができない。

第一千五條 前條の規定によつて遺言書を提出することを怠り、その検

認を得ないで遺言を執行し、又は家事審判所外においてその開封をした者は、二百圓以下の過料に処せられる。

第一千六條 遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。

遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辭せうとするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければならない。

第一千七條 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

第一千八條 相続人その他の利害関係人は、相當の期間を定め、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨を遺言執行者に催告することができる。若し、遺言執行者が、その期間内に、相続人に對して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。

第一千九條 無能力者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

第一千十條 遺言執行者が、ないとき、又はなくなつたときは、家事審判所は、利害関係人の請求によつて、これを選任することができる。

第一千十一條 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を調製して、これを相続人に交付しなければならない。

遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立会を以て財産目録を調製し、又は公証人にこれを調製させなければならない。

第一千十二條 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

第六百四十四條乃至第六百四十七條及び第六百五十條の規定は、遺言執行者にこれを準用する。

第一千十三條 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

第一千十四條 前三條の規定は、遺言が特定財産に関する場合には、その財産についてのみこれを適用する。

第一千十五條 遺言執行者は、これを相続人の代理人とみなす。

第一千十六條 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。但し、遺言者がその遺言に反對の意思を表示したときは、この限りでない。

遺言執行者が前項但書の規定によつて第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に對して、第一千五條に定める責任を負う。

第一千十七條 数人の遺言執行者がある場合には、その任務の執行は、過半数でこれを決する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行為をすることが

るときは、その債権を弁償しなければならぬ。但し、遺言者がその物を遺贈の目的としたものと推定する。

第一千五百條 前條の規定によつて遺言書を提出することを怠り、その検査を相續人に交付しなければならぬ。

かかわらず、保存行為をすることが出来る。

第一千十八條 家事審判所は、相續財産の状況その他の事情によつて遺言執行者の報酬を定めることができる。但し、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。

遺言執行者が報酬を受けるべき場合には、第六百四十八條第二項及び第三項の規定を準用する。

第一千十九條 遺言執行者がその任務を怠つたときその他正当な事由があるときは、利害關係人は、その解任を家事審判所に請求することができる。

遺言執行者は、正当な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辭することが出来る。

第一千二十條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合にこれを準用する。

第一千二十一條 遺言の執行に関する費用は、相續財産の負担とする。但し、これによつて遺留分を減ずることができない。

第五節 遺言の取消

第一千二十二條 遺言者は、何時でも、遺言の方式に従つて、その遺言の全部又は一部を取り消すことができる。

第一千二十三條 前の遺言と後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を取り消したものとみなす。

前項の規定は、遺言と遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合にこれを準用する。

第一千二十四條 遺言者が故意に遺言

書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を取り消したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様である。

第一千二十五條 第三條の規定によつて取り消された遺言は、その取消の行為が、取り消され、又は効力を生じなくなるに至つたときでも、その効力を回復しない。但し、その行為が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。

第一千二十六條 遺言者は、その遺言の取消権を放棄することができない。

第一千二十七條 負担附遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相續人は、相當の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家事審判所に請求することができる。

第八章 遺留分

第一千二十八條 兄弟姉妹以外の相續人は、遺留分として、左の額を受ける。

一 直系卑屬のみが相續人であるとき、又は直系卑屬及び配偶者が相續人であるときは、被相續人の財産の二分の一

二 その他の場合には、被相續人の財産の三分の一

第一千二十九條 遺留分は、被相續人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈與した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。

條件附の権利又は存続期間の不確定な権利は、家事審判所が選定

した鑑定人の評價に従つて、その価格を定める。

第一千三十條 贈與は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前條の規定によつてその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つて贈與をしたときは、一年前にしたものでも、同様である。

第一千三十一條 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するために必要な限度で、遺贈及び前條に掲げる贈與の減殺を請求することができる。

第一千三十二條 條件附の権利又は存続期間の不確定な権利を贈與又は遺贈の目的とした場合において、その贈與又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第一千二十九條第二項の規定によつて定めた價格に従ひ、直ちにその残部の價額を受贈者又は受遺者に給付しなければならぬ。

第一千三十三條 贈與は、遺贈を減殺した後でなければ、これを減殺することができない。

第一千三十四條 遺贈は、その目的の價額の割合に應じてこれを減殺する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第一千三十五條 贈與の減殺は、後の贈與から始め、順次に前の贈與に及ぶ。

第一千三十六條 受遺者は、その返還すべき財産の外、なお減殺の請求があつた日以後の果実を返還しなければならぬ。

第一千三十七條 減殺を受けるべき受

贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に歸する。

第一千三十八條 負担附贈與は、その目的の價額の中から負担の價額を控除したもののについて、その減殺を請求することができる。

第一千三十九條 不相當な對價を以てした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つてしたものに限り、これを贈與とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その對價を償還しなければならぬ。

第一千四十條 減殺を受けるべき受贈者が贈與の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその價額を弁償しなければならぬ。但し、讓受人が譲渡の當時遺留分権利者に損害を加えることを知つたときは、遺留分権利者は、これに對しても減殺を請求することができる。

前項の規定は、受贈者が贈與の目的の上に權利を設定した場合にこれを準用する。

第一千四十一條 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈與又は遺贈の目的の價額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

前項の規定は、前條第一項但書の場合にこれを準用する。

第一千四十二條 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈與又は遺贈があつたことを知つた時から、一年間これを

行わないときは、時効によつて消滅する。相続の開始の時から十年を經過したときも、同様である。

第一千四十三條 相続の開始前における遺留分の放棄は、家事審判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

共同相續人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相續人の遺留分に影響を及ぼさない。

第一千四十四條 第八百八十八條、第九百條、第九百一一條、第九百三條及び第九百四條の規定は、遺留分にこれを準用する。

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二條 明治三十五年法律第三十七號は、これを廢止する。

第三條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の民法をいい、旧法とは、従前の民法をいい、應急措置法とは、昭和二十二年法律第七十四號をいう。

第四條 新法は、別段の規定のある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第五條 應急措置法施行前に妻が旧法第十四條第一項の規定に違反し、した行為は、これを取り消すことができない。

第六條 應急措置法施行前にした隠居が旧法によつて取り消すことができる場合には、なお、旧法によつてこれを取り消すことができる。この場合には、旧法第七百六

第四部 司法委員会會議録第三号 昭和二十二年七月二十五日【參議院】

一九

十條の規定を適用する。

第七條 應急措置法施行前に隠居又は入夫婚姻による戸主権の喪失があつた場合には、なお、旧法第七百六十一條の規定を適用する。

第八條 新法施行前にした婚姻が旧法によつて取り消すことができる場合でも、その取消の原因である事項が新法に定めてないときは、その婚姻は、これを取り消すことができない。

第九條 新法第七百六十四條において準用する新法第七百四十七條第二項の期間は、当事者が、新法施行前に、詐欺を發見し、又は強迫を免かれた場合には、新法施行の日から、これを起算する。

第十條 日本國憲法施行後新法施行前に離婚した者の一方は、新法第七百六十八條の規定に従ひ相手方に対して財産の分與を請求することができる。

前項の規定は、婚姻の取消についてこれを適用する。

第十一條 新法施行前に生じた事実を原因とする離婚の請求については、なお、従前の例による。

新法第七百七十條第二項の規定は、前項の場合にこれを適用する。

第十二條 應急措置法施行前に未成年の子が旧法第七百三十七條又は第七百三十八條の規定によつて父又は母の家に入つた場合には、その子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することができ、その子が新法施行前に成年に達した場合において、新法施行後二年以内も、同様である。

第十三條 第八條、第九條及び第十條の規定は、養子縁組についてこれを適用する。

第十四條 新法施行の際、現に、婚姻中でない父母が、共同して未成年の子に対して親権を行つてゐる場合には、新法施行後も、引き続き共同して親権を行ふ。但し、父母は、協議でその一方を親権者と定めることができる。

前項但書の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所は、父又は母の請求によつて協議に代わる審判をすることができ、

新法第八百九十九條第六項の規定は、第一項但書又は前項の規定によつて親権者が定められた場合にこれを適用する。

第十五條 應急措置法施行前に、親権を行つた母が、旧法第八百八十六條の規定に違反して、又は同意を與へた行為は、これを取り消すことができない。

第十六條 第二十一條の規定は、應急措置法施行前に親権を行つていた養父、養母又は嫡母についてこれを適用する。

第十七條 新法施行前に親族会員と親権に服した子との間に財産の管理について生じた債権については、なお、旧法第八百九十四條の規定を適用する。

第十八條 新法施行前に母が旧法の規定によつて子の財産の管理を辭した場合において、新法施行の際その子のためにまだ後見が開始していないときは、その辭任は、新

法施行後は、その効力を有しない。

第十九條 新法施行の際現に旧法第九百二條の規定によつて父母の一方が後見人であるとき、又は旧法第九百四條の規定によつて選任された後見人があるときは、その後見人は、新法施行のため、當然にはその地位を失ふことはない。但し、新法施行によつて後見が終了し、又は新法による法定後見人があるときは、當然その地位を失ふ。

第二十條 前條の規定は、後見監督人及び保佐人についてこれを適用する。

第二十一條 新法施行前に、後見人が、旧法第九百二十九條の規定に違反して、又は同意を與へた行為は、なお、旧法によつてこれを取り消すことができる。

第二十二條 第十七條の規定は、親族会員と被後見人又は準禁治産者との間にこれを適用する。

第二十三條 新法施行前にされた親族会の決議に対する不服については、なお、旧法を適用する。

前項の規定によつて親族会の決議を取り消す判決が確定した場合でも、親族会であつたに決議をするときは、これを認めない。

第二十四條 新法施行前に扶養に關してされた判決については、新法第八百八十條の規定を適用する。

第二十五條 應急措置法施行前に開始した相続に關しては、第二項の場合を除いて、なお、旧法を適用する。

應急措置法施行前の家督相続が開始し、新法施行後に旧法によれば家督相続人を選定しなければならぬ場合には、その相続に關しては、新法を適用する。但し、その相続の開始が入夫婚姻の取消、入夫の離婚又は養子縁組の取消によるときは、その相続は、財産の相続に關しては開始しなかつたものとみなし、第二十八條の規定を適用する。

第二十六條 應急措置法施行の際における戸主が婚姻又は養子縁組によつて他家から入つた者である場合には、その家の家附の継子は、新法施行後に開始する相続に關しては、嫡出である子と同一の權利義務を有する。

前項の戸主であつた者について應急措置法施行後新法施行前に相続が開始した場合には、前項の継子は、相続人に對して相続財産の一部の分配を請求することができ、この場合には、第二十七條第二項及び第三項の規定を適用する。

前二項の規定は、第一項の戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は縁組の取消若しくは縁離によつて氏を改めた場合には、これを適用しない。

第二十七條 第二十五條第二項本文の場合を除いて、日本國憲法公布の日以後に戸主の死亡による家督相続が開始した場合には、新法によれば共同相続人となるはずであつた者は、家督相続人に對して相続財産の一部の分配を請求することができる。

前項の規定による相続財産の分配について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家事審判所に対し協議に代わる処分を請求することができる。但し、新法施行の日から一年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家事審判所は、相続財産の状態、分配を受ける者の員数及び資力、被相続人の生前行爲又は遺言によつて財産の分配を受けたかどうかその他一切の事情を考慮して、分配をさせるべきかどうか並びに分配の額及び方法を定める。

第二十八條 應急措置法施行の際戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は養子縁組の取消若しくは縁離によつて氏を改めた場合には、配偶者又は養親、若し配偶者又は養親がないときは新法によるその相続人は、その者に對し財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、前條第二項及び第三項の規定を適用する。

第二十九條 推定の家督相続人又は遺産相続人が旧法第九百七十五條第二項第一号又は第九百九十八條の規定によつて廢除されたときは、新法の適用については、新法第八百九十二條の規定によつて廢除されたものとみなす。

第三十條 旧法第九百七十八條（旧法第九百條）において準用する場合を含むの規定によつて遺産の管理についてした処分は、相続が第二

後一年以内も同様である。

ていないときは、その辞任は、新

開始し、新法施行後に旧法によれ

とができる。

含む。の規定によつて遺産の管理
についてした処分は、相続が第二

十五條第二項本文の規定によつて
新法の適用を受ける場合には、こ
れを新法第八百九十五條の規定に
よつてした処分とみなす。

第三十一條 應急措置法施行前に分
家又は廢絶家再興のため贈與され
た財産は、新法第九百三條の規定
の適用については、これを生計の資
本として贈與された財産とみな
す。

第三十二條 新法第九百六條及び第
九百七條の規定は、第二十五條第
一項の規定によつて遺業相続に關
し旧法を適用する場合にこれを準
用する。

第三十三條 新法施行前に旧法第七
十九條第一項の規定に従つてし
た遺言で、同條第二項の規定によ
る確證を得ないものについては、
新法第九百七十九條第二項及び第
三項の規定を準用する。

新法施行前に海軍所屬の艦船遭
難の場合に旧法第八十一條にお
いて準用する旧法第七十九條第
一項の規定に従つてした遺言で、
同條第二項の規定による確證を得
ないものについても、前項と同様
である。

昭和二十二年八月七日印刷

昭和二十二年八月八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局